

鑑定手続についての照会書

山形家庭裁判所

鑑定手続についてご協力いただけますかどうか、お伺いしたいと思いますので、以下の事項につき該当する□にレ点を入れてください。

1 この診断書に記載されている本人について、家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合

- 鑑定を引き受ける。
- 鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名 _____

所属病院 _____

連絡先 住 所 _____

電話番号 _____

以下は鑑定をお引き受けいただける場合にご回答ください。

2 鑑定費用（検査料・諸経費等を除く）について

- 5千円 1万円 2万円 3万円 4万円 5万円
- _____万円が必要。

（多くの事例で5万円を超える場合でも10万円に収まる費用で引き受けていただいております。）

3 鑑定期間は _____ 日間必要である。

（多くの事例で鑑定依頼書が届いてから1か月以内に鑑定書を提出いただいております。1か月以上必要な場合は個別にご相談させていただきます。）

4 鑑定料の振込先 鑑定医個人の口座 その他

5 「鑑定書作成の手引」（最高裁判所作成のもの）の送付について

- 送付を希望する 希望しない

なお、正式な鑑定を依頼する際には電話連絡の上、文書を送付させていただきます。

文書送付先等は原則として病院宛になります。その他の宛先等を希望される場合は、電話連絡の際の裁判所担当者までお申し付けください。